文部科学省

令和７年４月１０日
教育課程企画特別部会
資　料　１　－　２

不登校児童生徒への支援について

不登校児童生徒を取り巻く現状（令和5年度）

・小・中学校における不登校児童生徒数は約34万6千人（過去最多）
・不登校児童生徒の対前年度増加率は若干減少（R2 8.2%→R3 24.9%→R4 22.1%→R5 15.9%）
・学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた者は着実に増加（R3 156,009→R4 184,831→R5 212,114）
・学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない者は、134,368人（38. 8%）
　うち、119,699人（89.1%）は担任等から週1回程度以上の継続的な相談・指導等を受けていた
・不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等や担任等から相談・指導等を受けた児童生徒の割合は95.8%

小・中学校それぞれの不登校児童生徒数の推移

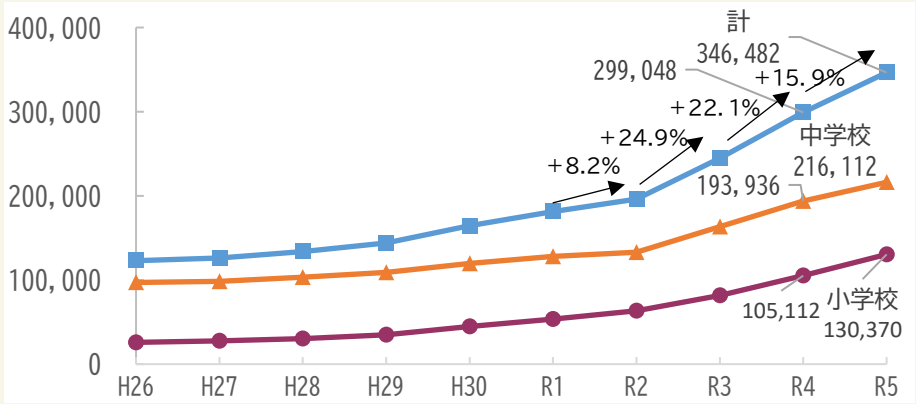

小・中学校における不登校児童生徒について把握した事実

	項目	人数	割合
1	学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった	111,631	32.2%
2	不安・抑うつの相談があった	80,192	23.1%
3	生活リズムの不調に関する相談があった	79,638	23.0%
4	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた	52,547	15.2%
5	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった	45,972	13.3%

※不登校児童生徒全員につき、当てはまるものをすべて回答
※不登校児童生徒数に対する割合

学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた児童生徒の状況

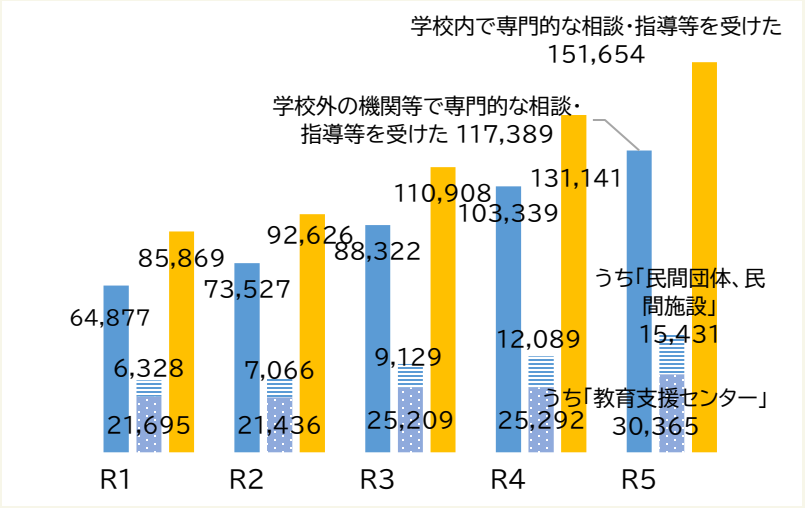

学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒

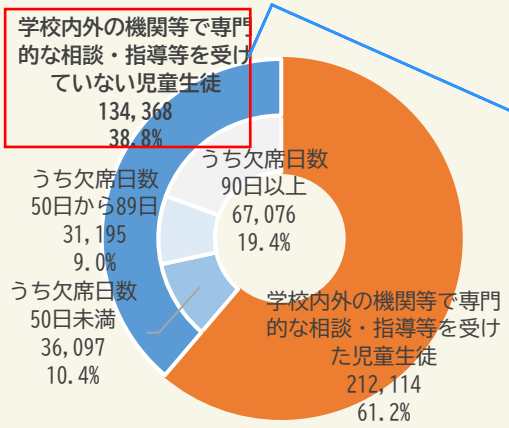

学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒のうち、担任等から継続的な相談・指導等を受けた者

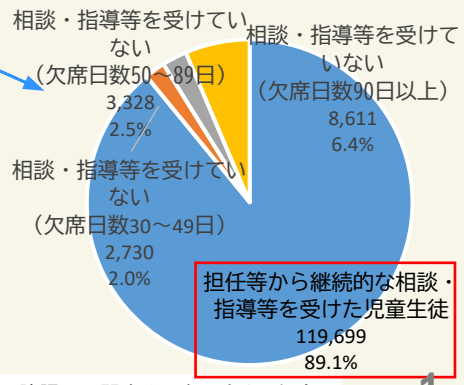

（出典）文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（令和5年度）

誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）

令和5年3月31日、不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指し、
3つの柱を推進し、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現するため、COCOLOプランを策定。

1 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える

仮に不登校になったとしても、小・中・高等を通じて、学びたいと思った時に多様な学びにつながることができるよう、個々のニーズに応じた受け皿を整備。

01 学びの多様化学校の設置促進
02 校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置促進
03 教育支援センターの機能強化
04 高等学校等における柔軟で質の高い学びの保障
05 多様な学びの場、居場所の確保

2 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する

不登校になる前に、「チーム学校」による支援を実施するため1人1台端末を活用し、小さなSOSに早期に気付くことができるようにするとともに、不登校の保護者も支援。

01 1人1台端末を活用し、心や体調の変化の早期発見を推進
02 「チーム学校」による早期支援
03 一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援

3 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

学校の風土と欠席日数には関連を示すデータあり。学校の風土を「見える化」して、関係者が共通認識を持って取り組めるようにし学校を安心して学べる場所に。

01 学校の風土を「見える化」
02 学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善
03 いじめ等の問題行動に対する毅然とした対応の徹底
04 児童生徒が主体的に参画した校則等の見直しの推進
05 快適で温かみのある学校環境整備
06 学校を、障害や国籍言語等の違いに関わらず、共生社会を学ぶ場に

不登校児童生徒の多様な学びの場

不登校児童生徒の多様な学びの場を整備するため、校内教育支援センター支援員の配置充実、学びの多様化学校における特別の教育課程に基づく学習、不登校児童生徒の欠席中の学習を成績評価の対象とするなどの取組を促進

○学校に行くことができるが、自分のクラスに入りづらい児童生徒

校内教育支援センター

学校内の空き教室等を活用し、児童生徒のペースに合わせて相談に乗ってくれたり、学習のサポート受ける。
学校には行けるが自分のクラスに入りづらい時や、気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用するなど、緩やかに学校復帰や在籍学級に復帰する場として活用できる。

○家から出ることができるが、在籍する学校に行くことができない児童生徒

学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）　※令和５年８月31日に不登校特例校から名称を変更。

特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学校。通常の学校より授業時数が少なかったり、体験活動や探究的な学習が充実しており、弾力的な教育課程の下、興味や関心に応じた柔軟な学びを行う。

○家から出ることができるが、学校に行くことができない児童生徒

教育支援センター

地域の教育委員会が開設しており、在籍校から配信される授業をオンラインで受けたり、支援員とともに個別の学習に取り組む。

民間団体等

在籍校や教育委員会と連携しながら、学習や体験活動等に取り組む。

○家から出ることができない児童生徒

オンラインの活用

在籍校や教育支援センターの授業配信、オンラインカウンセリング等を自宅でうける。

アウトリーチ支援

学校とつながっていない不登校児童生徒及びその保護者に対して、NPO等との民間団体とも連携しつつ、教育支援センターから訪問支援をうける。

「特別の教育課程」に基づく学習（学びの多様化学校）①

趣旨

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、文部科学大臣が、学校教育法施行規則第56条に基づき（第79条（中学校）、第79条の6（義務教育学校）、第86条（高等学校）、第108条（中等教育学校）において準用）、**学校を指定し、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成して教育を実施**

指定に係る留意事項

（1）**児童生徒について**，不登校状態であるか否かは，小学校又は中学校における不登校児童生徒に関する文部科学省の調査で示された年間30日以上の欠席という定義が一つの参考となり得ると考えられるが，その判断は小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校（以下「小学校等」という）又はその管理機関が行うこととし，**例えば，断続的な不登校や不登校の傾向が見られる児童生徒も対象となり得る**ものであること。他方，**不登校児童生徒等以外の児童生徒については，特別の教育課程の対象にはなり得ない**こと。

（2）**特別の教育課程とは**，憲法，教育基本法の理念を踏まえ，**学校教育法に定める学校教育の目標の達成に努めつつ，施行規則の定めにかかわらず編成される教育課程**であること。

（3）特別の教育課程を実施するにあたっては，不登校児童生徒の実態に配慮し，**例えば，不登校児童生徒の学習状況にあわせた少人数指導や習熟度別指導，個々の児童生徒の実態に即した支援（家庭訪問や保護者への支援等），学校外の学習プログラムの積極的な活用など指導上の工夫をすることが望ましい**こと。

「特別の教育課程」に基づく学習（学びの多様化学校）②

特別の教育課程として考えられるパターン

当該学校に通う児童生徒の社会的自立に向けて、その実態や地域性等、様々な状況を鑑みて検討されるものであり、一概に決まっているものではないが、主に以下のようなパターンが考えられる。

- **不登校児童生徒にとって望ましい教育を行う上で、必要な特例である。**
- **不登校児童生徒であっても、学習指導要領に基づく教育課程に沿って学習するべきものであり、原則として、教育内容や総授業時間数等の削減は行うべきではないが、何らかの削減を行わなければ、不登校児童生徒の教育環境を保障することが困難であると考えられるなどの特別な理由がある。**

小学校における教科の新設	授業時数の組み替え	指導内容の異学年への移行	総授業時数の削減	1時間当たりの授業時間の短縮
【例】 学習指導要領にない、特色ある教科を新設する。 ※中学校・高等学校においては教科の新設が学習指導要領で認められている。	【例】 A教科を削減し、削減分をB教科に補填する。	【例】 第1学年及び第2学年のA教科の学習内容の一部を第3学年へ移行する。	【例】 年間の総事業時数を1,015時間から800時間に削減する。	【例】 1時間当たりの授業時間を、50分から45分にする。 1限目だけ30分間とする。

削減した学習内容について、学校教育法又は学習指導要領に示す主旨やねらい・目的を達成するために、工夫が必要。

特別の教育課程による効果

○社会性の育成につながる

・自然と触れ合ったり、地域の方々やNPO法人の方々との触れ合いを通して、コミュニケーションの高まりが見られる。
・学年を超えた授業や行事などの異学年交流を通して、互いに役割分担をしながら、協力体制を構築することができている。

○登校へのハードルが下げられる

・授業時数はある程度確保しながらも、魅力ある学校行事等の取組を計画するなど、柔軟な教育課程は児童生徒の登校意欲につながる。
・無理なく安定した進級のため入学1年目のハードルが低くなるような教育課程を編成しており、不登校状態だった生徒にとって大きな自信につながっている。

○きめ細やかな支援が行える

・少人数集団の中で多くの職員が個別指導を含んだ支援を行うことで、児童生徒の小さな変化や成長をキャッチすることができ、児童生徒の安心感や自己肯定感の醸成につながる。
・心理的ケア家庭への福祉的な支援など多方面からの生徒支援や情報の提供ができる。
・保護者同士で不安や悩みを共有できるので、保護者の精神的な安定が見られ、保護者同士の絆がうまれる。

不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果の成績評価に係る法令改正について

法令改正の趣旨

- 学校に通うことができなくとも、教育支援センターや民間団体等の**学校外の機関や自宅等で学習を続けている不登校児童生徒の努力を評価**し、**社会的自立を後押しすることは重要**であり、これまでも、「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月初等中等教育局長通知）において、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、**不登校児童生徒が学校外の機関や自宅等で行う学習の成果を成績に反映できることとしてきた**。
- 近年の**不登校児童生徒の急増**を受け、**「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」**（令和5年3月）において教育支援センターや自宅等での学習が成績に反映されるようにすることが明記され、**「経済財政運営と改革の基本方針2023」**（令和5年6月閣議決定）においても、教室外の学習成果の成績反映を促すための**法令上の措置**を行うこととされていることを踏まえ、**不登校児童生徒の努力の成果の適切な評価を促進**し、**誰一人取り残されない学びの充実を一層推進**するため、**令和元年の通知の内容を法令上明確化**するもの。（施行：令和6年8月29日）

法令改正の概要

学校教育法施行規則の一部改正

義務教育段階の**不登校児童生徒について成績評価**を行うにあたっては、**文部科学大臣が定める要件**の下で、不登校児童生徒が**欠席中に行った学習の成果を考慮することができる**ことを法令上に規定

文部科学大臣が定める要件

01 **学習の計画・内容**が、不登校児童生徒の在学する学校の**教育課程に照らし適切と認められる**こと。

02 **学校**と不登校児童生徒の**保護者**、**教育支援センター**、**民間団体等**との間に**十分な連携協力関係**が保たれるとともに、学校において、学習活動の状況等の当該不登校児童生徒の状況を保護者等を通じて定期的かつ継続的に把握していること。

03 学校が、**訪問による対面指導等**により、学習活動の状況等の**不登校児童生徒の状況を定期的かつ継続的に把握**するとともに、不登校児童生徒と学校との**適切な関わりを維持するよう留意**していること。

取組例

- 1人1台端末を活用して、**教育支援センター等から学校の授業にオンラインで参加**している不登校児童生徒の学習成果を成績に反映
- 学校から届いた**プリントや実技教科の作成キット等**を**自宅や教育支援センターで学習し**、**その成果を成績に反映**
- フリースクールに対して、**定期的に不登校児童生徒の状況をまとめた報告書を学校に提出するように依頼**し、学校とフリースクールが直接連絡を取れる体制を整備したうえで、フリースクールで**学校の課題や定期テスト等の適切な教材に取り組んでいる不登校児童生徒**について、その**学習成果を成績に反映**
- **民間のeラーニング教材**を活用して学習を行っている不登校児童生徒について、**教育支援センターの職員が保護者と連携しつつ、学習状況等を把握し、学校に情報共有**することで、その学習成果を成績に反映

不登校児童生徒の教育課程について

場所		出席（扱い）	指導者	教育課程	実際の学習例	課題	成績評価（根拠）
学びの多様化学校		出席	教師	特別の教育課程	・教科の新設 ・授業時数の組み替え ・指導内容の異学年への移行等が可能	―	学校教育法施行規則第57条第1項
学校内	教室	出席	教師	通常の教育課程	・通常の授業	―	学校教育法施行規則第57条第1項
学校内	校内教育支援センター	出席	教師or支援員	―	・教室の授業の配信 ・通常の教育課程（在籍校の教育課程）に沿った教材での学習 ・授業で使うプリント学習 ・体験活動 ・ソーシャルスキルトレーニング 等	・要件を満たせば、学習の一部を「出席扱い」とし、また成績評価の対象とし得るが、全体として、「教育課程」としては位置づいていない ・指導体制、評価体制等も多様であり、学びの質の確保が重要	学校教育法施行規則第57条第1項
学校外	教育支援センター	出席扱い	職員	―			学校教育法施行規則第57条第2項
学校外	フリースクール	出席扱い	職員	―			学校教育法施行規則第57条第2項
学校外	自宅	出席扱い	無し	―			学校教育法施行規則第57条第2項

※「児童生徒理解・支援シート」の作成・活用も促進

校内教育支援センターや学校外の学びの場において多様な学びが行われているが、全体として、教育課程に位置づけられた計画的・組織的な学びにはなっていないため、学びの質の確保や適切な評価の実施がなされていない場合がある

参考資料

校内教育支援センター支援員の配置事業

令和7年度予算額　4億円（新規）

文部科学省

現状・課題

・不登校児童生徒数は、小・中学校で約35万人にのぼり、過去最多の状況
・「経済財政運営と改革の基本方針2024」にて、「学校内外の教育支援センターの設置促進・機能強化」を明記
・「第４期教育振興基本計画」及び「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」にて、「校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置促進」を明記
・在籍する学校には行けるが、自分の学級に入りづらい児童生徒が、学校内の居場所を確保し、不登校を未然に防止するとともに、不登校児童生徒の登校復帰を支援することが必要

校内教育支援センター

学校には行けるけれど自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋のこと

公立小中学校の校内教育支援センター設置状況（R6.7現在）

設置校数：**12,712校**
※小学校：6,643校、中学校：6,069校
設置率　：**46.1%**

事業内容

公立小・中学校において、校内教育支援センターを拠点として、日常的に、不登校から学校復帰する段階にある児童生徒や不登校の兆候がみられる児童生徒に対し、学習支援を行うとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家と連携をしながら、相談支援を行う支援員を配置し、校内教育支援センターの設置を促進

実施主体	学校設置者（主に市区町村）
負担割合	国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3 ※都道府県又は指定都市が実施主体の場合は国1/3、都道府県・指定都市2/3
対象校数	2,000校

対象経費	報酬、期末手当・勤勉手当、交通費・旅費、補助金、委託費等
資格要件	自治体の定めによるが、基本的には特別な資格等はなし

※本事業の対象経費のうちには、新たに校内教育支援センターを設置するために必要な経費も含む

校内教育支援センターを拠点として、日常的に、学習支援や相談支援を行う支援員を配置

不登校から学校復帰する段階にある児童生徒や不登校の兆候がみられる児童生徒が、学校内で安心して学習したり、相談支援を受けることが可能に

本事業による効果

不登校から学校復帰する段階にある児童生徒や、不登校の兆候がみられる児童生徒が、学校内で安心して学習することや、相談支援を受けることが可能に

▷不登校を未然に防止するとともに、不登校児童生徒の登校復帰を支援

○　愛媛県の中学校における校内教育支援センターでの成果

・**約53%**の生徒の不登校の状況が改善（教室復帰、学校に登校）（R5年度）

	1年生	2年生	3年生	特別支援学級	合計	
好転	25人	32人	41人	5人	103人	52.9%
現状維持	10人	21人	40人	2人	73人	37.4%
悪化	4人	6人	8人	1人	19人	9.7%
合計	39人	59人	89人	8人	195人	100.0%

・新規不登校生徒数の割合が**大幅に下回る**（R5年度）
県全体（中学校）：41.5%　→　校内教育支援センター設置校：**16.0%**

（担当：初等中等教育局　児童生徒課）

令和7年度予算額	0.8 億円
（前年度予算額	0.3 億円）
令和6年度補正予算額	1 億円

文部科学省

教育支援センターの機能強化

現状・課題

・不登校児童生徒数は、小・中学校で約35万人にのぼり、過去最多の状況
・「経済財政運営と改革の基本方針2024」にて、「学校内外の教育支援センターの設置促進・機能強化」を明記
・「第４期教育振興基本計画」及び「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」にて、「教育支援センターの機能強化」を明記
・在籍する学校に入りづらい児童生徒に対して、学校外での学びの場を確保するとともに、地域の支援拠点として、不登校児童生徒等に対する支援を充実する必要

教育支援センター

各地域の教育委員会が開設していて、児童生徒一人一人に合わせた個別学習や相談などを行う場所。

市の施設など、公の建物の中にあることが多く、利用料は基本的に無料。

事業内容

教育支援センターの機能強化を推進するため、家から出ることができず、学校や教育支援センターに通うことができない児童生徒に対するアウトリーチ支援体制を強化するとともに、教育支援センターを含めた関係機関が、域内の不登校児童生徒支援の在り方について協議を行うための支援を行う

※別途、令和６年度補正予算において、保護者等への相談支援体制構築事業を計上（149百万円）

① アウトリーチ支援体制の強化　72百万円（26百万円）

家から出ることができず、学校や教育支援センターに通うことができない児童生徒に対し、学びや必要な支援につなげるための家庭訪問を行うなど、教育支援センターがアウトリーチ支援を実施するために必要な支援員の配置に必要な経費を補助　※事業実施主体を市区町村まで拡大

【活用方法（例）】

○ 家から出ることができず、学校や教育支援センターに通うことができない児童生徒に対し、家庭訪問などのアウトリーチ支援を実施するとともに、当該児童生徒を学びや必要な支援へ緩やかに接続させるため、アウトリーチ支援終了後においても関係機関とのケース会議等への参加等を行うための人材として、教育支援センターにアウトリーチ支援員を配置

○ 教育支援センターにおいて、ICTを活用したアウトリーチ支援を実施するための支援員を配置

実施主体	都道府県、政令市、市区町村
補助割合	国1/3、 都道府県、政令市、市区町村2/3
対象経費	報酬、期末手当及び勤勉手当、 謝金、交通費・旅費、委託費等
対象数	130箇所

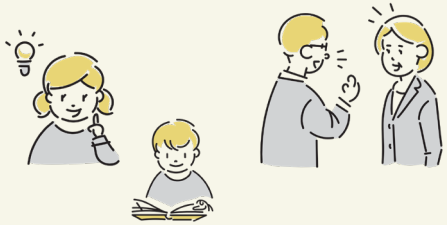

② 不登校児童生徒支援協議会の設置　4百万円（4百万円）

域内の教育委員会・教育支援センター職員や、福祉機関を含む関係機関、フリースクールや保護者の会などの民間団体等が、定期的に協議する場を設け、相互に協力・補完し合いながら域内における不登校児童生徒の支援の在り方等について協議を行うために必要な経費の補助

実施主体	都道府県、政令市
補助割合	国1/3、 都道府県・政令市2/3
対象経費	謝金、旅費、借料及び損料、通信運搬費、消耗品費等
対象数	67箇所

（担当：初等中等教育局　児童生徒課）

学びの多様化学校の設置促進

令和7年度予算額　1.4 億円
（前年度予算額　1.3 億円）

背景・課題

○ **不登校児童生徒数**は、**小・中・高で約42万人**にのぼり、**過去最多**の状況。

○ 平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、多様な背景を持つ**不登校児童生徒の個々に応じた教育の機会の確保**に資するため、特別の教育課程に基づく教育を行う学校（学びの多様化学校）の整備等が求められている。

○「**経済財政運営と改革の基本方針2024**」（令和６年６月閣議決定）においても「**学びの多様化学校の設置促進・機能強化**」を明記。

○「**誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）**」（令和５年３月）**及び「第４期教育振興基本計画」**（令和５年６月閣議決定）に基づき、**令和９年度までに全ての都道府県・政令指定都市に、将来的には希望する児童生徒が居住地によらず通えるよう分教室型も含めて全国300校の設置**を目指す。

事業内容

学びの多様化学校の設置を検討する自治体に対して、設置前の準備支援を行うほか、令和6年度以降に学びの多様化学校を設置する自治体に対して、設置後の運営支援を行う

支援イメージ

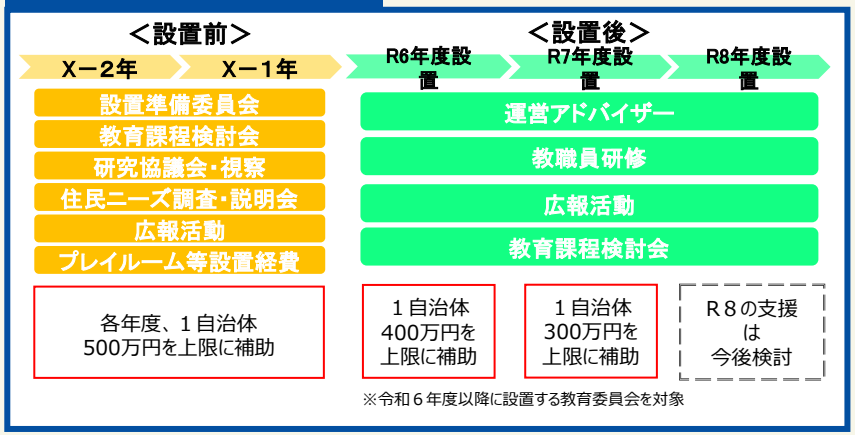

学びの多様化学校
学校に行きづらい児童生徒のために、
通常の学校より授業時間数が少ないなど、
柔軟に学ぶことができる学校（小・中・高等学校）

【設置前の準備支援】
設置検討や準備に係る協議会等の設置、
プレイルーム設置に係る備品等、地域住民等への広報やニーズ調査等の経費を措置。

【設置後の運営支援】
設置当初における運営上の課題に対する助言を行う運営アドバイザー、
教職員研修、広報活動等の経費を措置。

実施主体
都道府県、政令指定都市、市区町村

補助割合
国：１/３、都道府県等：２/３

【関連施策】
▶公立小中学校施設の整備、 私立学校施設・設備の整備の推進
▶不登校児童生徒個々の実情に対応するために必要な支援に係る教職員配置（義務教育費国庫負担金）（学びの多様化学校に対する教職員の優先的な加配措置）
▶補習等のための指導員等派遣事業
▶スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置（私立）私立高等学校等経常費助成費補助金（特別補助）
▶養護教諭等の業務支援体制の充実（学校保健・食育推進体制支援事業）、養護教諭の更なる資質能力の向上（心理・福祉分野に強みを持つ養護教諭の養成・育成プログラム開発事業）
▶夜間中学の設置促進・充実

（担当：初等中等教育局児童生徒課）

不登校対策COCOLOプラン関連事業

令和7年度予算額　95億円
(前年度予算額　89億円)
※内数を除く

令和6年度補正予算額　4億円

・**不登校児童生徒**は、**小・中・高で約42万人**にのほり、**過去最多の状況。**
・小・中学校における不登校児童生徒のうち、**約4割が、学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けられていない。**
・令和5年3月、**文部科学大臣の下、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」を発表。**

（★）については令和6年度補正予算額において措置

1 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えます。

学びの多様化学校（※）の設置促進　※令和5年8月に名称変更
・学びの多様化学校の設置準備（補助上限約500万円）及び
　令和6年度以降に指定される学びの多様化学校の設置後の運営支援(補助上限額約400万円)　1.4億円（1.3億円）
・不登校児童生徒個々の実情に対応するために必要な支援に係る教職員配置（義務教育費国庫負担金）
　（学びの多様化学校に対する教職員の優先的な加配措置）
・公立小中学校施設整備　681億円の内数(683億円の内数)

校内教育支援センターの設置促進
・校内教育支援センター支援員の配置【新規】　4億円

教育支援センターの機能強化
・教育支援センターのアウトリーチ支援体制の強化　0.7億円（0.3億円）
・メタバースを活用した不登校支援　1.3億円の内数（1.3億円の内数）

多様な学びの場、居場所を確保等
・不登校児童生徒支援協議会の設置　0.1億円（0.1億円）
・夜間中学の設置準備・運営支援及び教育活動の充実　1億円（0.9億円）
・高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究　0.8億円の内数（0.7億円の内数）
・各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業　1億円の内数（1.2億円の内数）
・不登校・いじめ対策の効果的な活用の促進に向けた調査研究（★）　1億円
・経済的に就学困難な児童生徒への経済的支援の在り方に関する調査研究　0.1億円（0.1億円）
・幼児教育の学び強化事業　0.7億円の内数

2 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援します。

「チーム学校」による早期支援を推進
・SC・SSWの配置及び重点配置校数の拡充　86億円（84億円）
・心理・福祉に係る教師向け研修に関する調査研究　0.1億円（0.1億円）
・心理・福祉分野に強みを持つ養護教諭の養成・育成プログラム開発事業【新規】 0.3億円
・発達障害のある児童生徒等に対する支援事業　0.9億円の内数

一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援
・保護者支援体制の強化（★）　1億円
・SC・SSWの配置（再掲）

3 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にします。

学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善（子供たちの特性に合った柔軟な学びを実現）
・校内教育支援センター支援員の配置（再掲）

快適で温かみのある学校としての環境整備
・公立小中学校施設整備（再掲）

（担当：初等中等教育局児童生徒課）

学びの多様化学校　設置状況

【R6年４月時点】
１９の都道府県（１２）*・指定都市（７）に35校
*域内に指定都市を除く市区町村・県・学校法人が設立する学びの多様化学校がある都道府県を計上。

【R7年４月時点】
２９の都道府県（１９）*・指定都市（１０）に５８校
（23校が新規開校）

設置状況

	学校数	都道府県数	指定都市数
R6	35	12	7
R7	58	19	10

学校種別設置状況（令和7年度）

- 小学校：　１２(8) 校　中学校：４０(２５)校
- 高等学校：１１(6)校

※小中一貫校は小学校及び中学校にそれぞれ計上しているため学校総数と一致しない

設置形態別設置状況（令和7年度）

- 本校型：２２ (17) 校　分校型：５ (1) 校
  分教室型：２２ (13) 校　コース指定型：９ (4) 校

国公私別設置状況（令和7年度）

- 公立学校：３７ (21) 校
  （都道府県立：２校、市区町村立：３５校）
  私立学校：２１ (14) 校

※（）内黒字は令和6年度の数を記入。

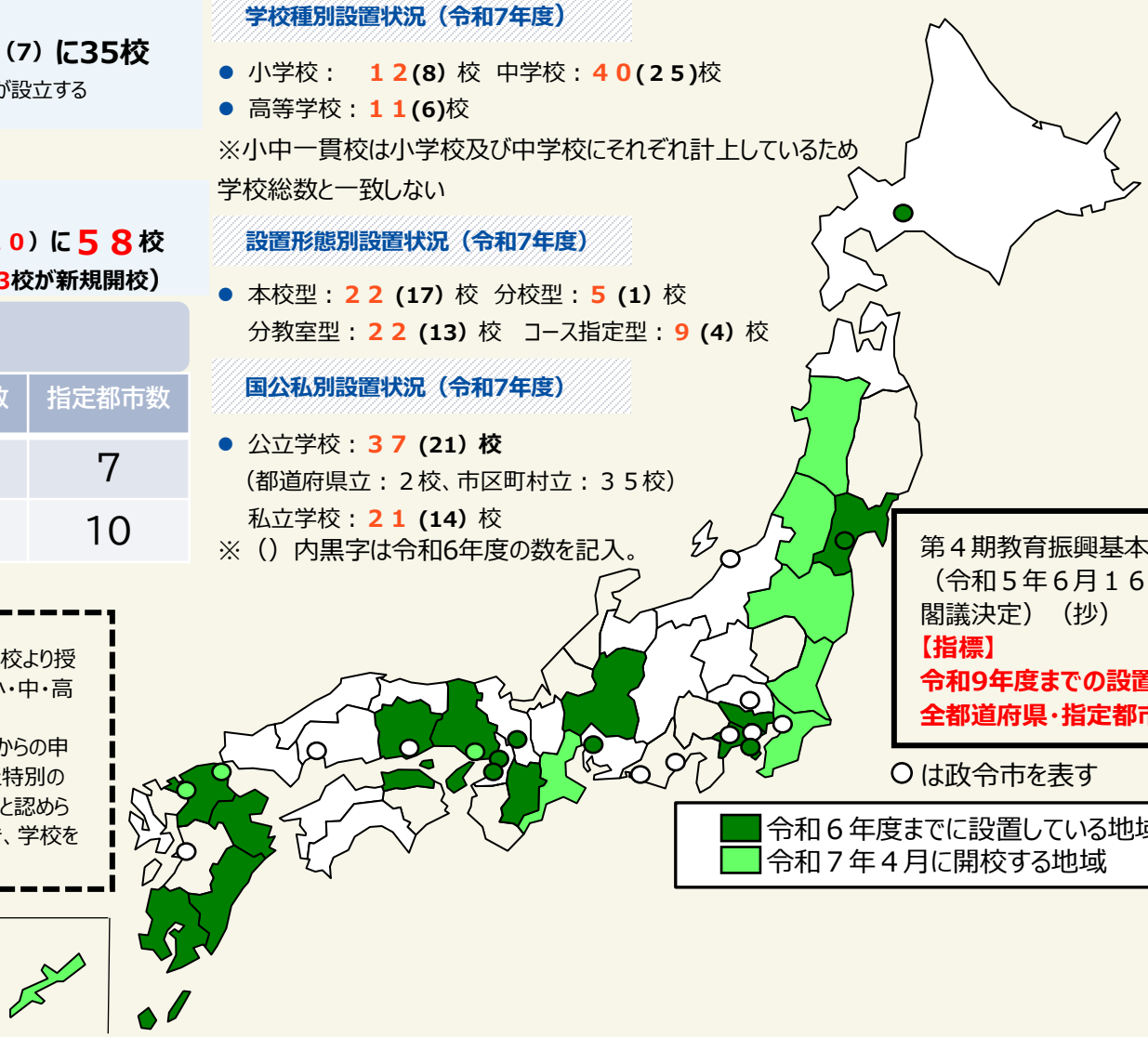

第４期教育振興基本計画（令和５年６月１６日閣議決定）（抄）
【指標】
令和9年度までの設置目標：
全都道府県・指定都市への設置

○ は政令市を表す

令和６年度までに設置している地域
令和７年４月に開校する地域

(参考)学びの多様化学校とは
・学校に行きづらい児童生徒のために、通常の学校より授業時間数を柔軟化することなどができる学校（小・中・高等学校）。
・学校の管理機関（教育委員会・学校法人）からの申請に基づき、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、文部科学大臣が、関係法令に基づき、学校を指定するもの。

校外教育支援センターの設置状況等

教育支援センターの数

（※）都道府県・市町村が設置した教育支援センター

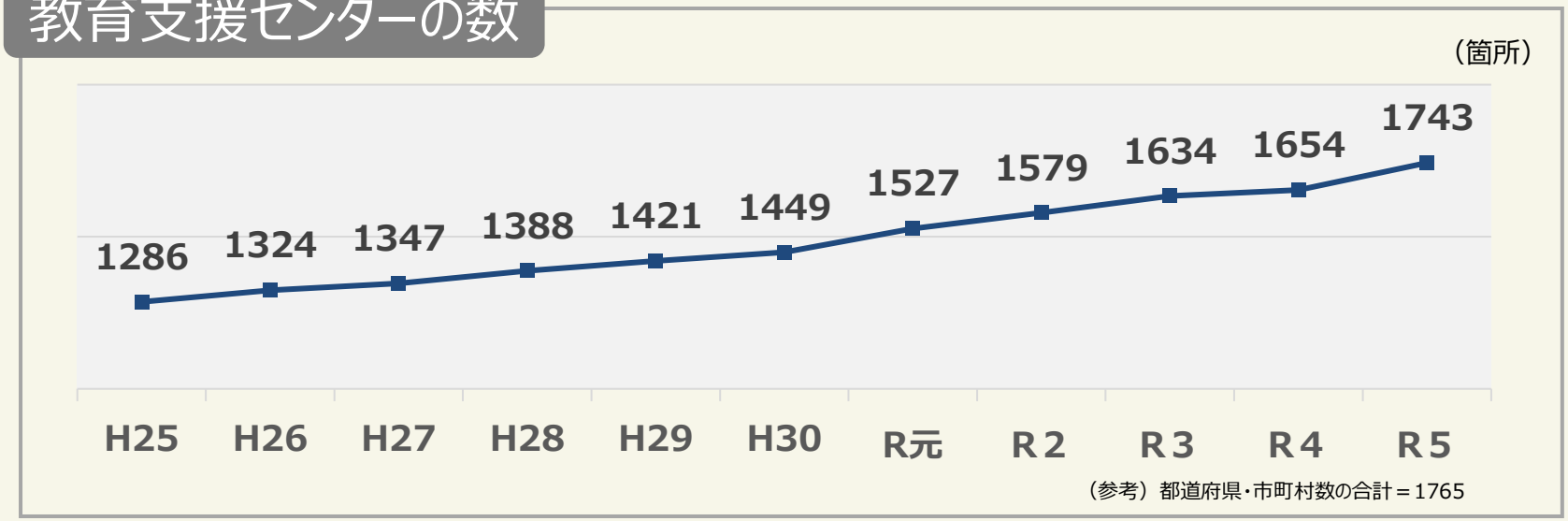

（参考）都道府県・市町村数の合計＝1765

教育支援センターにおいて指導を受けた児童生徒数

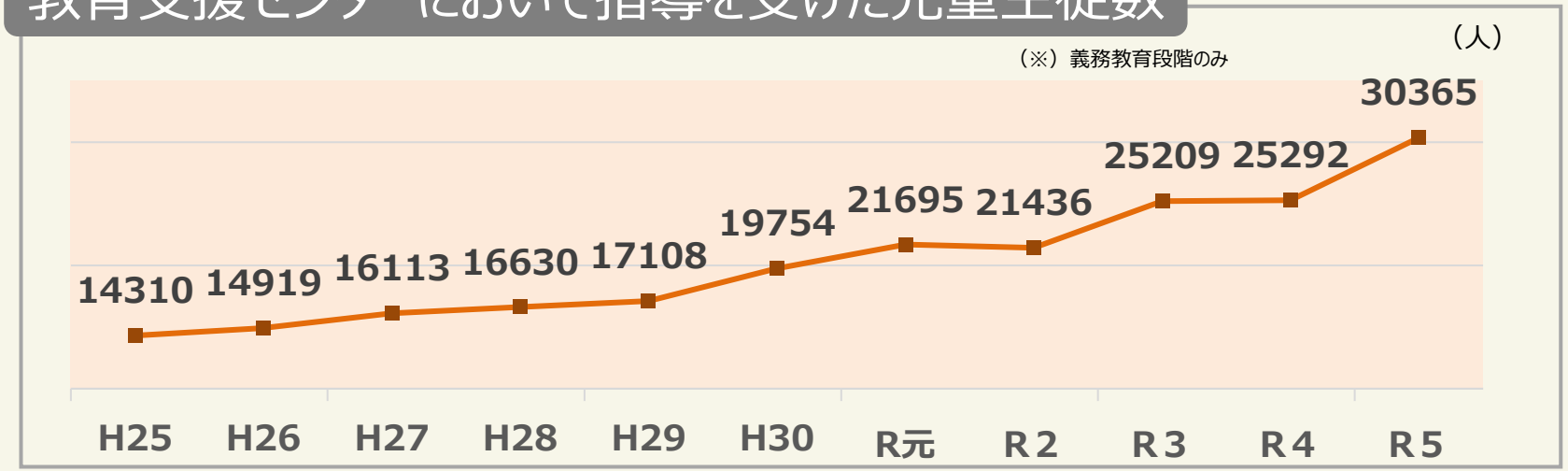

校内教育支援センターの設置状況

● 校内教育支援センターの設置状況は、令和6年7月時点で12,712校(46.1%)
(内訳:公立小学校6,643校、中学校6,069校)

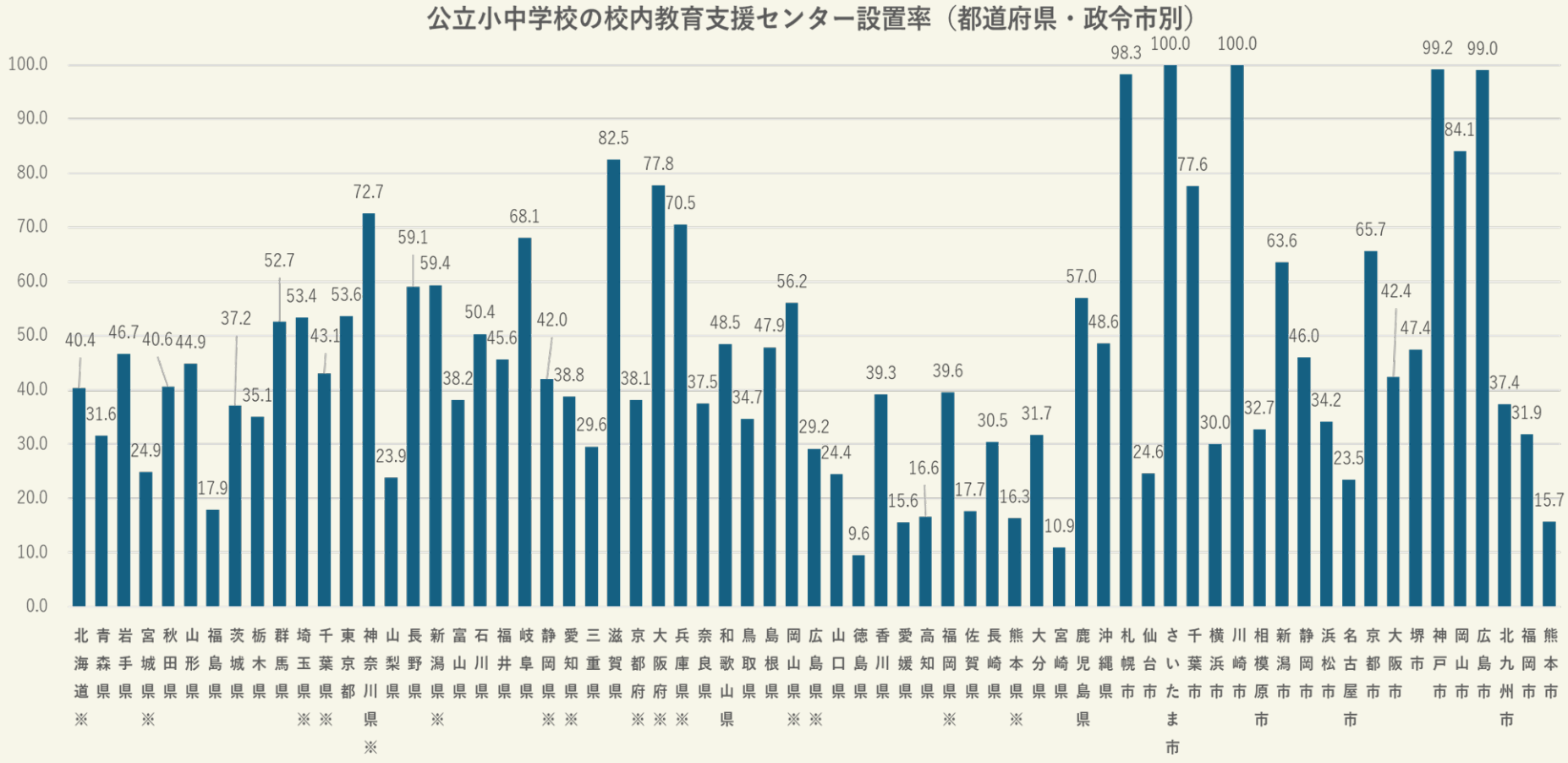

※の付く都道府県の内に、政令市の実績は含まない

指導要録上「出席扱い」とした不登校児童生徒数・割合

- 学校外の機関等で専門的な相談・指導等を受け、指導要録上出席扱いとした児童生徒数は38,632人
- 不登校児童生徒のうち、自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数は10,467人
- 不登校児童生徒全体に比した割合は横ばい

▌学校外の機関等で専門的な相談・指導等を受け、指導要録上出席扱いとした児童生徒数（人）

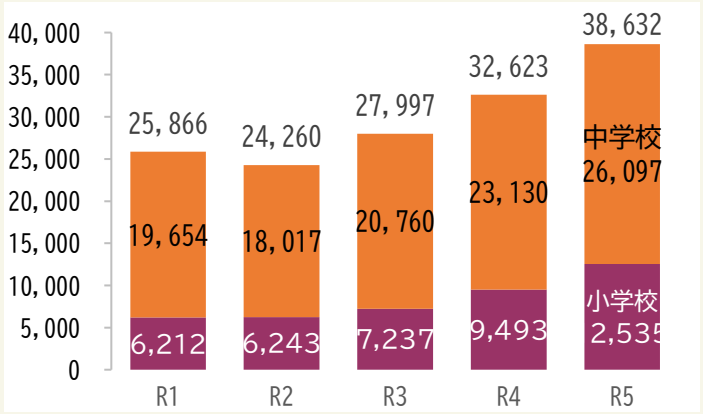

▌自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数

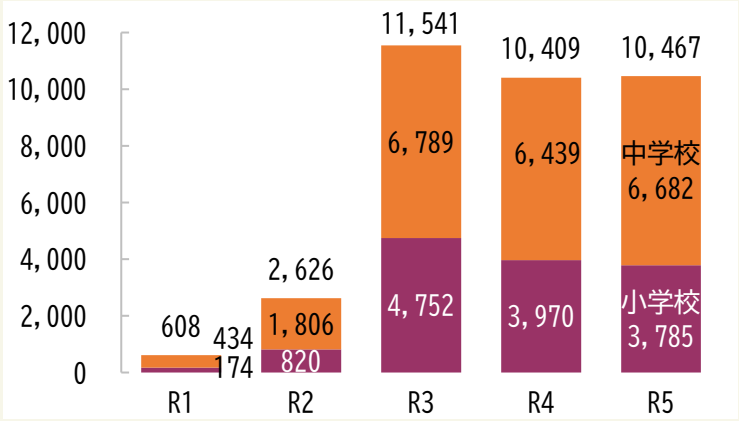

※ 学校外の機関等で専門的な相談・指導等を受け、指導要録上出席扱いとした児童生徒と自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒は重複もあり得る。
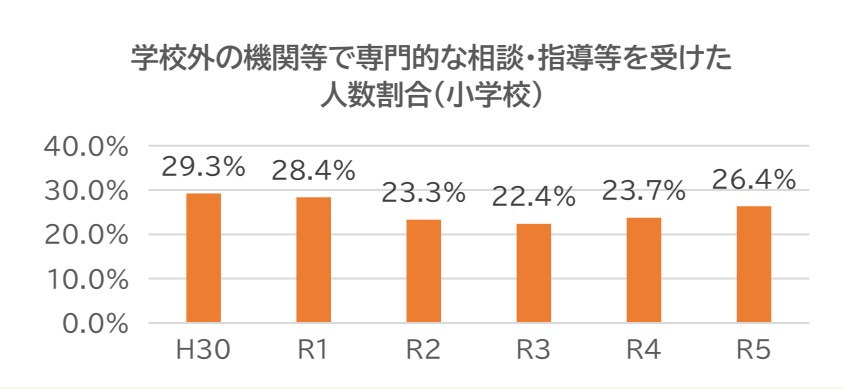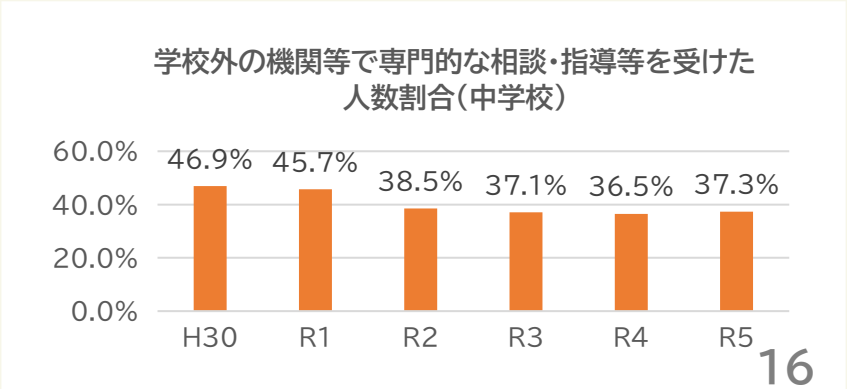
▌学校外の機関等で専門的な相談・指導等を受け、指導要録上出席扱いとした児童生徒割合（人）